

平成 29 年度 第 2 回

柏原市立歴史資料館等運営協議会

資 料

日 時 平成 29 年 7 月 18 日 (火)

午前 10 時 30 分～12 時

場 所 柏原市立歴史資料館研修室

目 次

1 入館料の徴収について

資料

柏原市立歴史資料館等運営協議会委員名簿

事務局

教 育 長	吉原 孝
教 育 部 長	尾野晋一
教育部次長	石垣好啓
文化財課長	一松孝博
文化財課参事兼歴史資料館長	安村俊史
文化財課長補佐	石田成年
文化財課主査	山根 航
文化財課係員	山下愛子
文化財課嘱託	桑野一幸、青木絹代
歴史資料館学芸員（嘱託）	川元奈々

柏原市立歴史資料館 入館料有料化(案)の内容について

1 入館料の金額等について

分類	入 館 料(円)	年間入館料(円)
乳幼児	無 料	—
小中学生	無 料	—
一般	200	600

(備考)

- 1 「乳幼児」とは、就学年齢に達していない、小学校入学前の者をいう。
- 2 「小中学生」とは、小学校及び中学校並びにこれらに準ずる学校に在学する者をいう。
- 3 「一般」とは、「乳幼児」、「小中学生」以外の者をいう。
- 4 高校生・大学生(大学、高等専門学校及び高等学校並びにこれらに準ずる学校に在学する者)は、学生証その他の証明書類を入館の際に提示することにより無料とする。
- 5 障がい者は、身体障害者手帳その他の証明書類を入館の際に提示することにより無料とする。
- 6 「年間入館料」とは、当該入館料を納付した日の当日から起算して1年を経過する日までの間、同一人が回数について制限を受けることなく入館することができる入館料をいう。

2 減免制度の対象について

- ・市の招聘を受けた者が入館するとき。 ⇒ 全額免除
- ・市立小学校及び中学校の教職員が、学習目的のため児童又は生徒を引率して入館する場合等で教育委員会が認めたとき ⇒ 全額免除

3 金額等の設定理由について

○ 大阪府下の市町村立博物館施設の入館料が概ね200円であることを考慮して決定しました。

○ 歴史資料館が教育機関であることに鑑み、高校生・大学生(大学、高等専門学校及び高等学校並びにこれらに準ずる学校に在学する者)についても、無料としました。

なお、高校生・大学生の入館見込人数は年間150人程度であり、無料にしても収入に大きな影響はないと思われます。

また、学校の授業や行事での利用を見込むことができ、無料にすることで気軽に来館していただき、柏原市の文化財や歴史に興味を持ってもらえれば、高校、大学卒業後、将来の入館者増にも繋がると思われます。

○ 高齢者(65歳以上)は、「一般」に分類し、入館料を徴収することとしました。

なお、高齢者(65歳以上)の入館見込人数は年間3,150人程度で、年間入館見込人数(7,000人)の約45%を占めています。

今後、更に高齢化が進み市人口における高齢者の比率が増加する状況下で、今回「65歳以上」の方を無料にし、また、今後も無料を継続していくとすれば、収入の増加を図ることはかなり厳しい状況になると思われます。

なお、近隣市では、八尾市の施設が今年10月からの「65歳以上」の方の有料化を決定しています。

○ 来館者に対する利便性の向上及び来館者の確保の観点から、「年間入館料」を導入することとしました。

なお、「年間入館料」の額は、企画展3回分の額としました。(企画展は年4回開催。)

4 有料化の基本的な考え方について

※ 素案の作成にあたっては下記の考え方を基本にいたしました。

◎受益者負担の適正化(入館者と、それ以外の者との間に生じる税負担の差について、公平公正を確保すること)のための有料化である。

・ただし、急激な負担増を避けるため、高い金額は設定しない。

◎金額の決定にあたっては、大阪府下の市町村立博物館施設の入館料の金額と比較し均衡のとれた、来館者が割高感を感じることもない金額とするよう考慮して決定する。

◎有料化に伴い発生する入館受付等の事務のための職員の増員は行わない(新たな支出増の抑制)ため、入館受付事務等の煩雑化による現有職員の負担増に繋がらないシンプルな制度設計を行う。

・展示室のレイアウト上、常設展と企画展の両方を展示する期間の入館者を、「常設展の入館者」と「企画展の入館者」に区別することはできない。区別するには職員の増員が必要となる。

⇒「特別入館料」を設定せず、「入館料」のみとする。

・高齢者(65歳以上)は、「一般」に分類し、入館料を徴収する。

⇒無料にした場合、年齢証明書類の提示を求め確認する作業が煩雑である。特に混雑時には後ろでお待ちの方の入館者に入館券を交付するまでに長い待ち時間が発生するおそれがある。また、年齢証明書類を提示せずに無料で入館しようとする人がいたら職員が説得に当る必要があるが、説得に多くの時間を要する場合、入館受付事務のスムーズな遂行に支障が生じるため、職員の増員が必要となる。

・高校生・大学生(大学、高等専門学校及び高等学校並びにこれらに準ずる学校に在学する者)については、歴史資料館が教育機関であることに鑑み、無料とする。

⇒高校生、大学生の確認は学生証等で行う。来館者数が少ないため、職員を増員しなくても対応できる。

- ・団体割引制度は導入しない。

⇒受付時の人数確認が煩雑。

- ・「年間入館料(年間パス)」を導入する。

⇒職員の事務量の軽減と、来館者に対する利便性の向上、来館者の確保ができる。

※ 案について承認を頂いた後、柏原市行財政健全化戦略会議との協議・調整、パブリックコメントの募集、柏原市教育委員会会議での審議、柏原市議会での審議等において、案の一部について内容の変更や修正が行われる場合がございますので、ご了承くださいませようお願いいたします。

柏原市立歴史資料館等運営協議会委員名簿

号	氏 名	備 考
1	塚 口 義 信	堺女子短期大学名誉学長・名誉教授 【会長】
1	木 下 百合子	大阪教育大学名誉教授
1	綿 貫 友 子	神戸大学教授【副会長】
2	大 木 輝 男	柏原市校園長会・柏原市立玉手小学校校長
2	水 元 誠 致	大阪府立柏原東高等学校校長
4	岡 野 有 幸	市民代表
4	中 野 武	市民代表

平成 30 年 3 月 31 日まで

* 数字は設置規則第 3 条第 2 項各号の委員を指す。

* 名簿掲載順は、各号委員別にアイウエオ順とした。